

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鳥取県

2 構造改革特別区域の名称

「イノシシわな猟免許取得促進」特区

3 構造改革特別区域の範囲

鳥取県の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 特別区域の概要

鳥取県は、本州の西南部、山陰地方の東部に位置し、面積は3,507.21km²で国土面積の約1%である。北は日本海に面し、南は中国山地の稜線と隣接しており、東西約126km、南北62kmと東西に細長く、中国山地が日本海側にせり出し、西には中国地方第一の高峰大山、東には氷ノ山、扇ノ山等の急峻な山岳地帯が広がり、これを源に三大河川の下流を中心に平野が開けている。このように山地が多く平野が少ない地形のため、全面積に占める耕地の割合は10.4%(全国12.7%)、林野の割合は73.7%(全国66.8%)となっている。

本県の大半が中山間地域に分類され、県土の面積の83%、耕地面積の66%、農業産出額の61%、人口の37%を占めている。

このような中で、中山間地域は、食料の供給をはじめとして、地域経済への寄与、県土や環境の保全、文化の伝承や教育的機能、さらには保健休養機能等多面的で重要な役割を果たしている。

また、本県の農業生産は、三大河川に開けた水田地帯で水稻、県東中部の中山間地帯の傾斜地及び黒ぼく丘陵地帯の梨を中心とした果樹、黒ぼく畑及び砂丘地帯の野菜、大山山麓地帯の酪農、山間地

域の肉用牛など多様な生産が行われている。

しかしながら、農家戸数は減少傾向であり第二種兼業農家が販売農家の75%を占め、農家1戸当たりの農業所得は672千円（全国1,236千円）、耕地10ha当たり生産農業所得は67千円（全国78千円）であり、経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開されている。

一方、過疎化や高齢化などにより耕作を放棄する農家が増加し、平成12年の耕作放棄地は昭和60年の3倍となっている。また、近年はイノシシによる被害による耕作放棄地が増加している。このような耕作放棄地の増加は、野生鳥獣による農作物被害の増加の要因の1つとなり、農業生産活動や農家経済に大きな影響を及ぼしている。

特にイノシシによる被害は、県内の全域に広がり水稻、梨などを中心に平成16年度には過去最高の135百万円になり、イノシシ被害対策が急務となっている。

（2）狩猟免許所持者の現状

県内における狩猟免許所持者は、昭和56年をピークに減少を続け、平成16年度末では1,977名でその内訳は、「網・わな猟」843名（S55：3.2% H16：42.6%）、「第1種銃猟」1,096名（S55：81.2% H16：55.4%）、「第2種銃猟」38名（S55：15.7% H16：1.9%）である（表1）。

また、平成16年度の狩猟免許新規取得者数は85名で、内訳は「網・わな猟」60名（70.6%）、「第1種銃猟」25名（29.4%）、「第2種銃猟」0名（0.0%）である（表2）。

このように近年、「第1種・2種銃猟」の免許所持者が著しく減少し、「網・わな猟」の免許所持者の比率が高くなっている（図1）。

表 1 : 狩猟免許所持者数の推移

単位:人(%)

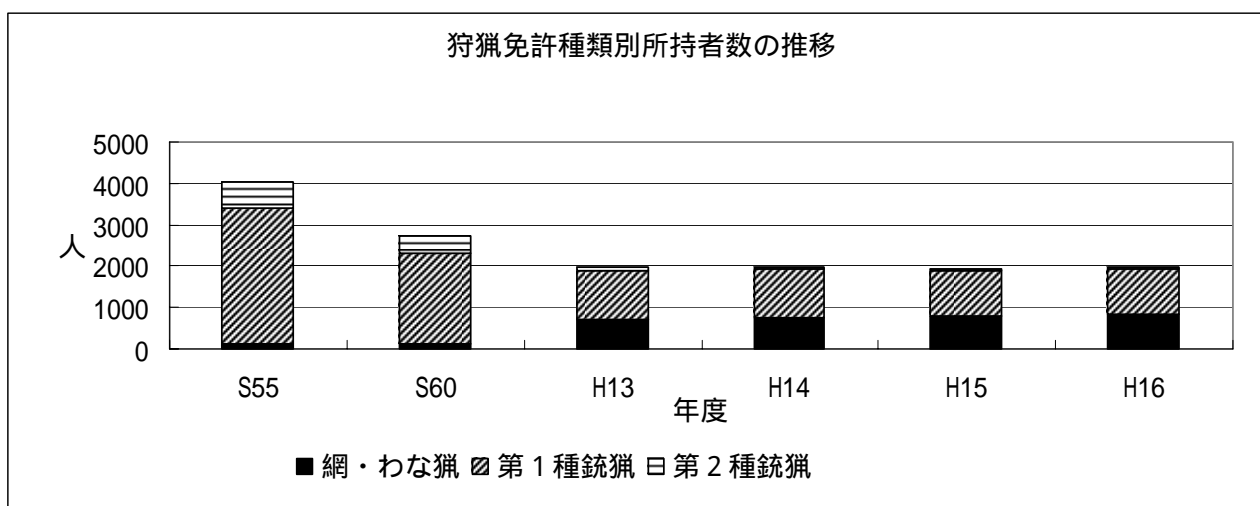
区分	S55	S60	H13	H14	H15	H16
網・わな猟	128 (3.2)	125 (4.6)	732 (37.3)	760 (38.5)	808 (42.0)	843 (42.6)
第1種銃猟	3,266 (81.2)	2,175 (80.1)	1,160 (59.0)	1,165 (59.0)	1,076 (55.9)	1,096 (55.4)
第2種銃猟	630 (15.7)	417 (15.3)	73 (3.7)	48 (2.4)	41 (2.1)	38 (1.9)
合計	4,024(100.0)	2,717(100.0)	1,965(100.0)	1,973(100.0)	1,925(100.0)	1,977(100.0)

表 2 : 狩猟免許新規取得者の推移

単位:人(%)

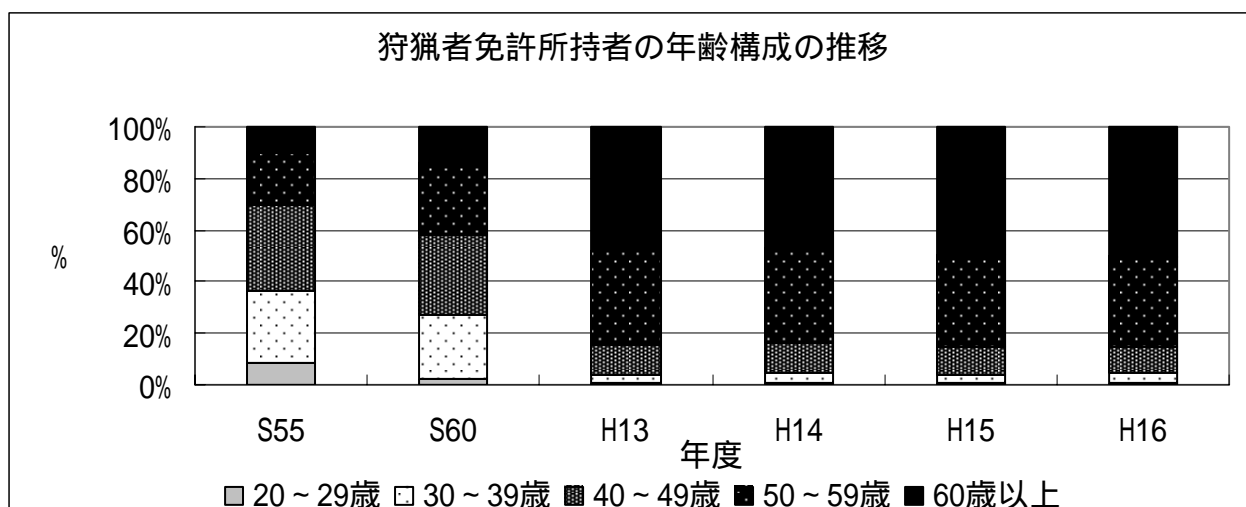
区分	S55	S60	H13	H14	H15	H16
網・わな猟	23 (14.1)	14 (23.0)	73 (80.2)	61 (82.4)	92 (78.6)	60 (70.6)
第1種銃猟	88 (54.0)	28 (45.9)	17 (18.7)	13 (17.6)	22 (18.8)	25 (29.4)
第2種銃猟	52 (31.9)	19 (31.1)	1 (1.1)	0 (0.0)	3 (2.6)	0 (0.0)
合計	163(100.0)	61(100.0)	91(100.0)	74(100.0)	117(100.0)	85(100.0)

図 1 : 狩猟免許種類別所持者数の推移



近年、狩猟免許所持者数は横ばいであるが年齢構成で見ると、平成16年度末の60歳以上の免許所持者の割合が全体の50.2%(S55:9.8%)、50歳代の割合が全体の35.3%(S55:20.4%)と大きく占め、高齢化が著しく進んでおり、新規の狩猟免許取得者が年間100名程度にとどまる中で、近い将来狩猟免許所持者数の激減が予想され、有害鳥獣捕獲の担い手不足が懸念される(表2、図2)。

図 2 : 狩猟免許所持者の年齢構成の推移



このような状況の中、当県では、野生鳥獣による農林業への被害対策として、野生鳥獣の捕獲を担う狩猟免許所持者の増加に努めている。主な取り組みとしては、平成15年度から狩猟免許試験を3地区の内、1地区で日曜日に実施するなど、より多くの者に受験機会を与えられるよう努めている。また、免許を取得しようとする者に対し、必要な知識・技能の習得を目的とした受講料無料の狩猟者養成講習会を(社)鳥取県猟友会に委託して実施するなどの狩猟免許所持者数の増加対策に努めている。

さらには、有害鳥獣捕獲が安全かつ円滑に実施できるよう(社)鳥取県猟友会に「有害鳥獣捕獲安全指導業務」を委託している。

また、当県の農作物被害の約5割を占めるイノシシ被害(表3)の対策として、効率的な捕獲を目的とした「イノシシくくりわな技術講習会」を(社)鳥取県猟友会に依頼して実施し、捕獲技術の向上に努めている。

表 3 : 有害鳥獣による農作物の被害状況

	(単位：百万円)												
	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
鳥類被害額	118	164	137	163	121	93	83	101	65	119	93	75	115
獣類被害額	65	81	75	50	62	63	144	134	105	118	127	117	164
計	183	245	212	213	183	156	227	235	170	237	220	192	279
獣類のうちイノシシ被害額	49	57	42	32	47	52	133	119	94	102	106	98	135

5 構造改革特別区域の意義

鳥取県の中山間地域においては、人口の減少、高齢化が進展する中、農林業による所得の割合は依然として高く、将来的に中山間地域の農林業の維持を図るため、ほ場整備、農道の開設などの基盤整備とともに、新たな担い手確保等様々な課題が山積している。

さらに、上記の問題に加え、中山間地域においてはイノシシによる農林作物被害が深刻な問題を引き起こしているため、野生鳥獣対策は重大な課題となっている。

一方、野生鳥獣の捕獲の担い手である狩猟免許所持者は、最盛期の約2分の1となっており、捕獲圧の減少も著しい。加えて、狩猟免許所持者の高齢化も著しく、将来の鳥獣の捕獲の担い手不足が大きな課題となっている。

現行の「網・わな猟免許」は、網及びわなの両方の使用を目的とした免許となっており、網及びわなの猟具に関する知識やそれぞれの猟具で捕獲できる鳥獣の知識が求められているが、当県においては、網による狩猟や有害捕獲はほとんど実施されておらず、農作物被害の約5割を占めるイノシシの被害対策として、わなによる捕獲が求められている。

そこで、本特例を適用し、網猟・わな猟にそれぞれ限定した狩猟免許試験を実施することで、わな猟に関する知識や技術の専門性が高められると同時に、受験者の知識・技能に係る負担を軽減し、狩猟免許所持者の増加を図る。

その結果として、各市町村で組織する有害鳥獣の捕獲班の体制強化を図ることにより、農林作物被害の防止につながり、安心して農林業に従事できる地域社会を構築し、さらには地域の活性化を目指すものである。

6 構造改革特別区域の目標

(1) 有害鳥獣による農林作物被害を防止することによる農林業所得の増加

有害鳥獣による農林作物被害を防止することで、農林業生産額の向上、農林業所得の増加が図られる。

(2) 有害鳥獣による生活環境に及ぼす影響の抑制

中山間地域における過疎化や耕作放棄地の増加の影響で、イノシシなど野生鳥獣の生息の場が山から里へ広がる傾向にある中で、捕獲圧を強化させることにより、野生鳥獣の出没等による住民の生活環境に及ぼす影響が抑制され、地域住民の不安が取り除かれる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

わな猟免許所持者の増加に伴い、市町村で組織する有害鳥獣捕獲班の強化が図られることにより、農林作物の被害額が減少し、農林業所得の増加が見込まれる。

また、これに波及して営農意欲が高まり、耕作放棄地の再利用、作付け面積の拡大、生産量・品質の向上などが期待される。さらに、高齢者や新規農業就労者が安心して農林業に従事できるようになり、地域の活性化につながることを想定できる。

なお、被害防止対策と併せて本特例を適用することにより、イノシシ被害額を毎年10%ずつ減少させ、平成20年度の被害額を約87百万円に抑制することを目標とする。

(現状) 県内の平成16年度のイノシシ被害額	約135百万円
(目標) 県内の平成20年度のイノシシ被害額	約87百万円

8 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする
特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し
地方公共団体が必要と認める事項

(1) 狩猟免許試験の実施

- ・平成17年7月～9月頃 県内3地区で実施

(2) 狩猟者養成講習会の開催

- ・狩猟免許試験受験者を対象とし、知識や技能を習得するための講習会
- ・平成17年7月～8月頃 県内3地区、県猟友会へ委託し実施（受講料無料）

(3) 有害鳥獣捕獲安全講習会の開催

- ・狩猟者を対象に有害鳥獣捕獲等に関する基本的事項や猟具の安全な操作技術の指導

(4) イノシシくくりわな技術講習会の開催

- ・イノシシの効率的な捕獲技術の習得
- ・H17年10月～11月頃 県内5地区、県猟友会へ依頼し実施

(5) イノシシ等被害防止対策事業

県下全域で深刻な問題となっている有害鳥獣の被害の減少を図るため、侵入防止施設の整備、有害鳥獣捕獲、捕獲器の購入、捕獲奨励金等への助成

(6) イノシシ団の派遣

イノシシから農作物の被害を防ぐ進入防止柵の設置や撤去、維持管理作業等をサポートするボランティア集団「イノシシ団」を派遣

(7) 鳥獣被害相談・支援体制の整備

各総合事務所農林局及び地方農林振興局担当職員に対して、有害鳥獣の生態（イノシシを中心）、農作物に対する被害防止対策等（技術習得を含む）について、集中研修を実施し、相談窓口配置（県内5カ所）

別紙

1 特定事業の名称

1307 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

鳥取県で、網・わな猟免許を受けようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

狩猟試験実施事務はすべて当県で行っているところであるが、狩猟免許試験の実施にあたり、受験者の申し出により、網又はわなのどちらかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、網・わな猟免許を受けることができる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

現行の「網・わな猟免許」は、網及びわなの両方の使用を目的とした免許となっており、網及びわなの猟具に関する知識やそれぞれの猟具で捕獲できる鳥獣の知識が求められているが、当県においては、網による狩猟や有害捕獲はほとんど実施されておらず、農作物被害の約5割を占めるイノシシの被害対策として、わなによる捕獲が求められている。

今回の特例措置により、網猟・わな猟にそれぞれ限定した狩猟免許試験を実施することで、わな猟に関する知識や技術の専門性が高められると同時に、受験者の知識・技能に係る負担が軽減され、狩猟免許所持者の増加が期待できる。

(2) 特例措置に伴い必要となる手続き

網・わな猟免許にかかる申請書の様式の改正

申請書様式については、環境省が提示する標準様式に合わせる。

網及びわなのそれぞれの試験問題の作成

試験問題については、網及びわなのそれぞれごとに作成する。

網及びわなのそれぞれの狩猟者登録申請書様式の改正

申請様式については、環境省が提示する標準様式に合わせる。

網及びわなのそれぞれの狩猟者登録証の様式の改正

登録証様式については、環境所が提示する標準様式に合わせる。